

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年10月29日
【発行者の名称】	株式会社三葉 (Mitsuba Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北田 健二
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉南区葛原1丁目2番35号
【電話番号】	093-475-4192
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 田中 尉之
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 三葉 https://www.e-mitsuba.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2023年 7 月	2024年 7 月	2025年 7 月
売上高 (千円)	2,784,573	2,936,541	3,262,596
経常利益 (千円)	155,641	77,950	29,728
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	94,564	37,827	19,117
包括利益 (千円)	94,564	37,827	19,117
純資産額 (千円)	86,860	124,688	143,805
総資産額 (千円)	918,458	879,681	1,289,264
1株当たり純資産額 (円)	86.86	124.69	143.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－	－	－
1株当たり当期純利益 (円)	94.56	37.83	19.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－
自己資本比率 (%)	9.5	14.2	11.2
自己資本利益率 (%)	238.9	35.8	14.2
株価収益率 (倍)	－	29.7	58.8
配当性向 (%)	－	－	－
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	116,387	△5,030	△23,985
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△17,901	△27,472	△54,672
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△60,903	△44,577	349,965
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	229,743	152,662	423,969
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	402 〔190〕	489 〔174〕	552 〔166〕

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式の上場が2024年3月22日であるため、それ以前については記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 第34期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人Ks Lab. の監査を受けており、第35期及び第36期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人Ks Lab. の

監査を受けております。

6. 2024年1月5日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業グループに至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	概要
1986年11月	学習指導を目的として、三あ塾を福岡県北九州市にて開始
1991年 3 月	学習塾の運営を目的として、福岡県北九州市に有限会社創秀館(現株式会社三葉)を資本金300万円で創業
1995年 8 月	株式会社三葉幼児育成研究所(連結子会社、現株式会社CCL)を設立
2009年 8 月	有限会社創秀館を株式会社三葉に商号変更
2013年 9 月	株式会社三葉が児童発達支援通所施設第 1 号店であるCOMPASS発達支援センターの運営を福岡県北九州市にて開始
2014年12月	株式会社三葉が九州エリア以外に初めて、COMPASS発達支援センター（香川県高松市）を開設
2015年 4 月	一般社団法人特別支援協設立(連結子会社)
2015年 7 月	一般社団法人特別支援協が相談支援事業所COMPASSサポートの運営を香川県高松市にて開始
2017年10月	株式会社三葉が生活介護事業所COMPASSアクセスの運営を岡山県岡山市にて開始
2019年 6 月	株式会社三葉が香川県中讃地区COMPASS児童発達支援センター（香川県丸亀市）を開設
2020年12月	株式会社三葉が共同生活援助グループホームSMILEの運営を香川県丸亀市にて開始
2021年 1 月	株式会社三葉教材(連結子会社)を設立
2021年 6 月	株式会社三葉幼児育成研究所を株式会社CCLに商号変更
2022年 9 月	一般社団法人特別支援協がCOMPASS児童発達支援センター大村（長崎県大村市）を開設
2024年 3 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2024年 4 月	株式会社三葉が大阪府阪南市より障害児通所事業を受託。阪南市立児童発達支援センターたんぽぽ園（大阪府阪南市）を運営開始
2024年11月	株式会社三葉がCOMPASS児童発達支援センターAEC宜野湾（沖縄県宜野湾市）を開設
2025年 4 月	株式会社三葉が善通寺市. COMPASS児童発達支援センター（香川県善通寺市）を開設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社(株式会社三葉)及び、連結子会社3社(株式会社CCL、一般社団法人特別支援協、株式会社三葉教材)により構成されており、放課後等デイサービス、児童発達支援の障害児通所施設の運営を中心とした、教育サービス事業を展開しております。

「みんなを笑顔に」の経営理念の基、子ども達と、保護者の皆様、そして私達と共に、教育・療育に関わる従業員全員が笑顔になること、また、共に成長し、将来を切り拓き、やりがいをもって各業務に取り組めるように、社会に貢献することを志し、活動しております。

設立以来、幼齢期からの人間教育に取り組み、子ども達一人一人に寄り添った教育プログラム、指導方法をはじめ教材教具の開発研究に取り組んで参りました。療育分野においても、子ども達が様々な課題解決が出来るように、幼齢期からの人間教育を通じて自社開発した教育プログラムを設計し、児童発達支援・放課後等デイサービス向けに就学意欲を削がない教育支援、自立した将来を鑑み、設立以来、研究と実践を通じて教育・療育サービスの質を向上させ、子ども達が成長を実感できる環境作りを目指しております。

現在は西日本を中心に発達支援事業所をCOMPASSブランドで開設し、2025年7月時点で障がい児通所施設を82拠点、相談支援事業所を16拠点展開しておりますが、障害児通所支援施設82拠点のうち64拠点は児童発達支援業務と放課後等デイサービス業務を一体的に行う多機能型事業所であり、児童発達支援・放課後等デイサービスを中心に事業を運営しております。

なお、当社グループは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、業務別に記載しております。

主な提供業務

(1) 児童発達支援業務

当社グループにおける主要業務のひとつであり、株式会社三葉、一般社団法人特別支援協及び株式会社CCLにおいて、行政(市区町村)によって通所受給者証を発行された未就学児を対象に、公費による学習面、行動面、コミュニケーション面等の指導を実施しております。児童発達支援業務には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や保育士等の有資格者の人員配置が定められております。これにより、適切な専門知識やスキルを持つ従業員による子ども達のサポートを行うことが保証されております。質の高いサポートの提供と、適切な人員配置やリソース配分を確保するため、顧客の利用人数は、定員により一日の上限が定められております。

(2) 放課後等デイサービス業務

当社グループにおける主要業務のひとつであり、株式会社三葉、一般社団法人特別支援協及び株式会社CCLにおいて、行政(市区町村)によって通所受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、公費による学習面、行動面、コミュニケーション面等の指導の実施。放課後等デイサービス業務には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や保育士等の有資格者の人員配置が定められております。これにより、適切な専門知識やスキルを持つ従業員による子ども達のサポートを行うことが保証されております。質の高いサポートの提供と、適切な人員配置やリソース配分を確保するため、顧客の利用人数は定員により一日の上限が定められております。

(3) 相談支援業務

一般社団法人特別支援協及び株式会社CCLにおいて、公費による障害福祉サービスを利用するため、相談支援専門員により、利用者やその家族と協力して、適切な利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施を行っております。相談支援専門員は、主要業務に付随し、利用者のニーズに対する理解を深め、適切なサービスや支援機関への案内を行っております。相談支援業務には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、相談支援専門員等の有資格者の人員配置が定められております。

(4) 保育所等訪問業務

株式会社三葉、一般社団法人特別支援協及び株式会社CCLにおいて、行政(市区町村)から通所受給者証を発行され、保育園や小学校等の施設に通っている障害児を対象に、その児童が通っている保育園や小学校等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応がスムーズに行くように、主要業務に付随し専門的な支援や必要な助言を行っております。

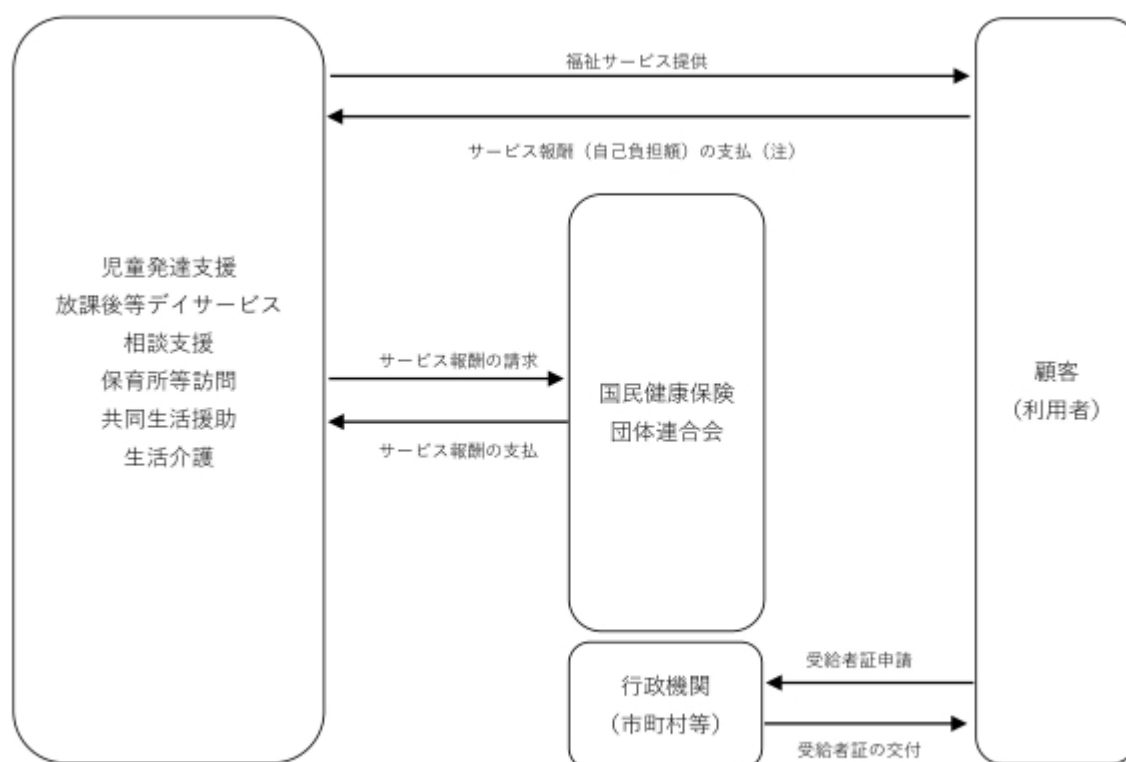
（５）共同生活援助業務

株式会社三葉において、障害福祉サービス（訓練等給付）の一つとして障害者グループホームを運営しております。共同生活援助では、家事援助や日常生活での相談を受ける世話人、食事や入浴、トイレなどの介護支援を行う生活支援員などの職員がおり、日常生活上の援助や介護支援を受けながら、２～１０名程度で共同生活を送り、利用者一人ひとりが各々にあった支援を受けながら自立した暮らしを目指せる生活支援のサービスとなっております。

（６）生活介護業務

株式会社三葉において、常に介護を必要とする障害者に対して、主に、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。健康管理においては、薬の管理や健康状態のモニタリング、健康相談などが含まれます。また、心理的な面でも日常生活におけるストレスや不安に対するサポートが提供され、心の健康に配慮します。

業務の事業系統図は、次のとおりであります。



（注）障害福祉サービスの利用料金は、所得に応じて下図のとおり負担上限額が設定されております。そのため、1ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担が発生しない仕組みになっております。また、下図に関わらず、2019年10月から、就学前の障害児の発達支援の無償化が実施され「満3歳になって初めての4月から小学校入学までの3年間」は自己負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

（注）収入が概ね920万円以下の世帯が対象となります。

（7）幼児教室業務

株式会社三葉において、北九州市内の6か所の幼児教室にて、小学校受験のための学習指導、テスト会などを行っております。幼児教室は、COMPASSにおける幼少期からの子どもの発達に関する学習を取り込み、子ども達の好奇心や創造性を尊重しながら、学習することへの意識改革を行うことで競争優位性を確立し、教育指導を行っております。

（8）教材販売業務

株式会社三葉及び株式会社三葉教材において、九州北部を中心とした各教育委員会に、必要な備品等の提案をした上で、入札を行っております。

また、北九州市内の小学校に対して、北九州市の予算で購入される商品の販売を行っております。各学校に適した版画インキや図工素材等を提案し、学校教育をサポートしております。いずれも学校教育支援を行い、子ども達

の学力向上の手助けとなることから、社会に貢献できるサービスとして取り組んでいます。

加えて、国内外の小・中学校、特別支援学校に対して、保護者からの預かり金で購入される学校専売品の教材、教具の販売を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社CCL (注) 1	福岡県北九州市小倉南区	20,000	教育サービス事業	100.00	当社が経営指導しており、管理業務受託を実施、教材提供。
一般社団法人特別支援協 (注) 2、3、4	福岡県北九州市小倉南区	-	教育サービス事業	100.00	当社が経営指導しており、管理業務受託を実施、教材提供従業員の出向 役員の兼任2名
株式会社三葉教材 (注) 1、2	福岡県北九州市小倉南区	1,000	教育サービス事業	100.00	当社が経営指導しており、仕入れの代行、管理業務受託を実施。 役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 債務超過会社であり、債務超過の額は、2025年7月末時点で一般社団法人特別支援協94,654千円、2025年6月末時点で株式会社三葉教材15,792千円となっております。

3. 一般社団法人特別支援協は非営利型一般社団法人のため利益剰余金を原資とした配当ができませんが、株式会社三葉に対し経営指導料、管理業務委託料、コンテンツ利用料等を支払っております。

4. 一般社団法人特別支援協については、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。2025年7月期における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	① 売上高	390,262千円
	② 経常損失	△1,803千円
	③ 当期純損失	△2,307千円
	④ 純資産合計	△94,654千円
	⑤ 資産合計	123,487千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
教育サービス事業	552 [166]
合計	552 [166]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社グループは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
479 [146]	41.2	3.1	4,013

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与、時間外手当を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国の経済を基端する為替や、日本銀行の金利引上げ、実質賃金の改善などを背景として、デフレサイクルから物価・賃金が上昇し、国内外の情勢不安による資源・エネルギー価格の高騰により先行き不透明な状況が続いておりますが、当社グループの事業活動への影響は一部海外取引のみと微差でございました。

昨年度の厚生労働省による報酬改定により、児童福祉業界全体は新基準に対応できておらず、その殆どは売上が2割から3割減となり施設閉鎖や事業売却に至る事例も散見される厳しい環境となっております。当社グループにおいては一時的に売上が減少したものの、法改正に沿ったいち早い取り組みにより、減少率を抑制解決し、児童発達支援・放課後等デイサービスの需要拡大に対応し、既存施設を核とし、行政委託事業や大型センターの新規開設を進めております。

2024年11月に沖縄県宜野湾市、2025年4月には香川県善通寺市に大型の児童発達支援センターを新設、2025年8月には諫早、11月には高松、2026年4月には本社所在市の八幡西の大規模センター化が確定しており、行政委託事業も東京都北区・大阪府守口市の2施設のご指定（2026年4月開始）を賜っており、グループ全体で児童発達支援センター5拠点を運営（運営委託1つ含む）するに至りました。さらに障がい児通所施設4拠点と相談支援事業所2拠点の新規開設を行い、グループ拠点数は障がい児通所施設82拠点、相談支援事業所16拠点、グループホーム1拠点、生活介護1拠点となりました。更なる規模拡大の基盤整備の為に、管理部門の体制の強化、利用者管理や勤怠管理などのシステム導入を進め円滑な採用を実現する為に、施設ごとの採用LP・募集LPを作成、SNS戦略を含む積極的なマーケティングを展開し、利用者・人材双方の拡充を進めて参りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,262,596千円（前年同期比11.1%増）、営業利益は6,648千円（同68.7%減）、経常利益は29,728千円（同61.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19,117千円（同49.5%減）となりました。売上は拡大した一方で、運営管理費用や人財投資、システム導入費用等により、利益は一時的に圧迫されました。しかし、これは成長過程における過渡的なコストであり、将来の収益拡大に向けた「種まき」の段階と位置付けております。

なお、当社グループは教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度と比較して271,307千円増加し、423,969千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは23,985千円の支出（前年同期は5,030千円の支出）となりました。これは、税金等調整前当期純利益31,553千円、預り金の増加42,260千円などの資金増加要因に対し、法人税等の支払額19,489千円、売上債権の増加87,621千円などの資金減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは54,672千円の支出（前年同期は27,472千円の支出）となりました。これは、定期預金の預入による支出40,000千円、有形固定資産の取得による支出13,053千円などの資金減少要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは349,965千円の収入（前年同期は44,577千円の支出）となりました。これは、短期借入金による収入90,000千円、長期借入による収入346,000千円などの資金増加要因に対し、長期借入金の返済による支出86,035千円の資金減少要因によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
教育サービス事業	3,262,596	111.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
香川県国民健康保険連合団体	616,003	21.0	686,400	21.0
福岡県国民健康保険連合団体	394,797	13.4	428,819	13.1

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

(1) サービス品質向上

当社グループは、児童発達支援および放課後等デイサービス事業所の運営等を通じて、利用者の様々な問題解決に貢献しております。特に、言語の発声に障害を抱える利用者へ提供するサービスに注力し、各施設の療育支援品質を標準化する事が重要となります。そのために、従業員に対する当社グループ内外での研修受講の推奨や、各従業員の職務内容や人事評価制度の明確化等により、提供するサービス改善の継続を図ります。

(2) 人材確保と育成

当社グループの教育サービス事業は、顧客や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社グループの事業運営にあたっては、優秀な人材を適時に採用し、療育体制を強化することが重要課題であると認識しております。そのため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業者として、有資格者の配置を含む一定の人員基準並びに設備基準が定められていることから、採用の多角化を図り、従業員それぞれの働き方にあった多様なキャリアパスや人事制度を整えております。また、人材育成や定着のため社員教育体制の整備を進め、能力・資格・経験に応じた処遇面の見直しや、福利厚生の実施等による従業員定着率の向上、システム導入による業務負担の軽減、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施してまいります。

(3) 収益源の多角化

教育サービス事業の需要は、今後も拡大する事が見込まれますが、利用者の多様なニーズに応えるため、新しいサービスの提供を検討し、実施することも重要な課題であると認識しております。

そのため、2021年4月度より、理学療法士等を積極的に採用し、運動療育に関しても利用者が望むサービスを提供できるよう体制を整えております。

さらに、現在1か所開設している成人のグループホーム運営のトライアル事例を増やし、就労支援B型へ併用利用が出来るよう形を整えて、幼児から65歳までの支援体制を検討するなど、当社グループのサービス提供範囲の拡大を図ってまいります。

これらの新規事業を拡大する事で収益源を多角化し、さらなる経営の安定性を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境上のリスクについて

① 法的規制等について

当社グループは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」等様々な法規制の適用を受けており、法令遵守の徹底を図る為、全施設の定期的な巡回による運営に関する基準の順守状況の確認、報酬の請求における相互チェックによる過誤請求予防等に加え、内部監査による再確認・改善指導を行い、内部管理体制の整備、強化に努めております。しかしながら、これらの法律の改廃、新しい法令の新設、適応基準の変更が毎年のように行われており、これらの変更などに対応すべく関係部門においては、従業員に対しての各種研修を含めて周知徹底を行っております。変更等の内容によっては、弊社の事業展開、および業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとの報酬改定によって改定となった場合、業績に影響を与える可能性があります。

また、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定(6年ごとの更新)を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。なお、過去より同規定違反による営業取消事由は発生しておりません。

報酬に関連し、厚生労働省の通知において、減算(報酬が減額される事)対象は単日で定員の150%、3ヶ月の平均が定員の130%(ただし定員が12人以上の場合は125%)を超過する場合と定められています。そして各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取り消しを検討するものとする定められており、その運用は各自自治体に委ねられております。加えて、厚生労働省の通知においては、原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が在する場合に限り、可能である旨定められています。

当社グループでは、上記法令及び各種通知事項の趣旨に則り、減算の対象とならない範囲に於いて一部の拠点で定員を超過した運営をしております。従って今後何らかの事情により各自自治体の運用や各種通知事項の内容に変更があった場合には、個別の自治体において、定員を超過した運営ができなくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループの提供する障害福祉サービス業務に必要な指定は、以下のとおりです。

各事業所は、事業所ごとに指定を受けており、全社的な問題（例えば経営陣による不正の指示等が認められる場合）を除き、指定の取り消し等についても事業所ごとに検討されます。しかしながら、指定取り消しの場合には、一定の期間、当社グループとして新規の出店を行うことができなくなる可能性がある等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消し事由
当社グループ各事業所	都道府県等	指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の生活介護	6年毎の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条（指定の取消し等）
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の共同生活援助（グループホーム）		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条（指定の取消し等）
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の特定相談支援		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29（指定の取消し等）
			児童福祉法の児童発達支援		児童福祉法第21条の5の24
			児童福祉法の放課後等デイサービス		児童福祉法第21条の5の24
			児童福祉法の保育所等訪問支援		児童福祉法第21条の5の24
			児童福祉法の障害児相談支援		児童福祉法第24条の36

② 個人情報の取り扱いについて

当社グループにおいては、利用者の氏名、住所をはじめ、特に施設においては保護者の氏名及び職業等のほか、病歴などの要配慮個人情報を保持、取扱っており、これらの顧客情報の取り扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、従業員が顧客情報の持ち出しや、従業員の引き抜き等により、万が一漏洩するような事があった場合、顧客だけでなく広く社会的信用を喪失する事となります。また施設運営におきましては、従業員との契約書の作成や、社内研修を行い、コンプライアンス意識を高めていますが、このような問題が起こった場合、許認可及び指定に影響が出るなど、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 競合について

当社グループが属する、教育サービス業界は、新規参入する企業が増加している状況に直面しており、これが事業に対するリスク要因となっております。当社独自の教育研究により、常に教育プログラム・サービスの向上を行っておりますが、新規参入企業の競争力強化や市場シェアの奪い合いが激しくなる可能性があり、今後も新規参入や、競合他社の事業拡大が想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業運営上のリスクについて

① 災害に関するリスクについて

当社グループの拠点及び店舗において、地震や風水害、火災等の災害が発生した場合、多大な影響を与える可能性があります。本部及び各施設における対策の徹底や利用者含めた防災訓練等を行っておりますが、罹災した場合、施設や、該当地域の従業員ばかりでなく、利用者への影響も想定され当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 重大な事故・感染症等について

当社グループでは拠点の運営に関し、顧客及び従業員の安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の態勢で臨んでいると考えております。本部及び各施設における対策の徹底を日頃から実施しておりますが、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故や、新型インフルエンザ等の感染症の流行が、想定を大きく上回る規模で発生し、当該地域の拠点の稼働が長期にわたって困難になった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 訴訟等について

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、療育活動時において利用者が転倒するなどして利用者の身体が大きく傷ついてしまう、また、お昼をまた

いで利用される場合においては施設内で昼食をとることがある為、誤嚥等によって重篤な症状の発生など、全社員に療育に対するリスクや行動について徹底しておりますが、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

④ 事業所展開について

当社グループでは、独自の開設戦略に基づき、顧客や利用者が利用しやすい立地条件、事業所の採算性等を総合的に勘案し新規事業所開設を行っていく方針としております。しかしながら、当社グループの新設条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人材確保等の遅れにより開設が遅延した場合、当初計画通りに新規事業所開設ができなくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制及び経営管理上のリスクについて

① 人材の確保及び育成について

当社グループが展開する教育サービス事業は、人材によるサービスの提供が主であり、今後の事業拡大に応じた継続的な人材の確保・定着及び優秀な人材の育成が必要となります。施設運営に必要な資格取得のためにかかる交通費、宿泊費研修費等の費用を会社で負担しており、従業員に対して、資格取得を推奨しております。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業者として、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められております。

当社グループにおいては、長期的にサービスを提供する人材の確保・定着の推進を図るため、能力・資格・経験等に応じた処遇面の見直しや、福利厚生の実施等により従業員定着率の向上に努めておりますが、今後の事業展開及び拡大に際して十分な人員確保が困難となった場合又は既存人員の流出等が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

② 風評等の影響について

当社グループの事業は、顧客やその家族に加えて、行政、教育機関、医療機関の関係機関、又は地域社会の住人の皆様との連携のもとに成り立つものであると認識しております。当社グループの従業員には、理念を浸透させ、コンプライアンス遵守の意識を高く保つよう従業員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社グループの今後の事業展開や業績に影響を与える可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である北田健二は、当社グループにおいて、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、人材の採用や育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開や業績に影響を与える可能性があります。

(4) 財務状況に関するリスクについて

① 有利子負債について

当社グループでは、新規開設に関する設備資金などは金融機関からの借入などにより調達しておりますが、25年7月期末時点の外部借入の金額依存度は負債・純資産合計の58.3%となっており、急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達が出来ない場合には、新たに施設を開設することが出来なくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② 固定資産の減損について

当社グループは、有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産を保有しております。これらの資産については、収益性の低下等により、対象資産の価値が下落することに伴い減損損失として計上することとなった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 配当未実施について

当社グループでは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、本発行情報公表日において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社グループは、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。））についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、言語に課題がある子供たちを対象に、正確な発語能力診断ができるシステムを開発し、遠隔地でも療育支援が可能なプラットフォームを提供、AIが発達障がい児のための適切な支援時期の決定と具体的な療育支援を行い、それによるコミュニケーション能力育成を目的とした研究開発を行っております。

なお、当連結会計年度末における研究開発費の総額は3,151千円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、1,208,656千円（前連結会計年度末は、789,696千円）となり418,960千円増加しました。現金及び預金が311,307千円増加、売掛金が87,621千円増加、未収入金が8,079千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、80,607千円（前連結会計年度末は、89,984千円）となり9,376千円減少しました。建物及び構築物が1,933千円減少、繰延税金資産が2,652千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、788,380千円（前連結会計年度末は、605,406千円）となり182,974千円増加しました。短期借入金が90,000千円増加、1年内返済予定の長期借入金が54,328千円増加、未払費用が10,898千円増加、預り金が42,260千円増加したことが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、357,077千円（前連結会計年度末は、149,586千円）となり207,491千円増加しました。長期借入金が205,637千円増加したことが要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は143,805千円となり、前連結会計年度と比較し19,117千円増加いたしました。要因は、親会社に帰属する当期純利益の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照下さい。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」をご参照下さい。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において14,535千円の設備投資を実施いたしました。設備投資の主な内容は、内部造作及び車両運搬具等であります。

また、当社グループは教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物 及び構築物	その他	合計	
本社 (福岡県北九州市小倉南区)	教育サービス事業	本社設備	403	1,351	1,755	28
COMPASS発達支援センター (福岡県北九州市小倉南区)他68 拠点	教育サービス事業	教育施設	21,316	6,087	27,404	524

(2) 国内子会社

2025年7月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物 及び構築物	その他	合計	
一般社団法人 特別支援協	COMPASS児童発達支援セン ター大村 (長崎県大村市富の原)他21 拠点	教育サービ ス事業	教育施設	15,498	2,673	18,171	57

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (福岡県北九州市小倉南区)	教育サービス事業	建物(事務所)	10,982
COMPASS発達支援センター (福岡県北九州市小倉南区) 他68拠点	教育サービス事業	建物(事務所)	159,426

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、既存センター及び教室の稼働状況や投資効率を総合的に勘案して行っております。

事業所名	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方 法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
COMPASS発達支援 センター2026年 7月期開設予定 8拠点	教育サー ビス 事業	教育施設	8,000	-	自己資金及 び借入金	2026年 7月期中	2026年 7月期中	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年7月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年10月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO RRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年1月5日(注)	999,000	1,000,000	-	10,000	-	-

(注) 株式分割（1：1,000）によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

2025年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	-	-	-	2	-	-	1	3	-
所有株式数 （単元）	-	-	-	5,001	-	-	4,999	10,000	-
所有株式数 の割合（%）	-	-	-	50.01	-	-	49.99	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
北田健二	福岡県北九州市小倉北区	499,900	49.99
株式会社K(注)	福岡県北九州市小倉北区熊本3丁目2番1-703	500,000	50.00
株式会社玄海	福岡県北九州市若松区北浜2-4-8	100	0.01
計	—	1,000,000	100.00

(注) 株式会社Kは当社代表取締役 北田健二氏の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,000,000	-	-
総株主の議決権	-	10,000	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループでは、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会となっております。

また、当社は定款において、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
最高(円)	-	1,125	-
最低(円)	-	1,125	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は、2024年3月22日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3. 第36期において売買実績はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

回次	2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年2月から7月までは、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役社長	北田 健二	1963年 8 月 15 日	1991年 3 月 1995年 8 月 2009年 8 月 2015年 4 月 2021年 1 月 2021年 7 月 2024年 10 月	有限会社創秀館(現当社)設立 取締役 株式会社三葉幼児育成研究所(現株式会社CCL) 設立 代表取締役 株式会社三葉に商号変更、代表取締役(現任) 一般社団法人特別支援協設立 代表理事(現任) 株式会社三葉教材設立 代表取締役(現任) 株式会社K設立 代表取締役(現任) 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	(注) 4	999, 900 (注) 5
取締役 教材事業部長	岡 正夫	1950年 6 月 9 日	1969年 4 月 1978年 2 月 1979年 2 月 1986年 1 月 1993年 1 月 2024年 5 月 2024年 10 月	株式会社九州相互銀行入社 第一交通産業株式会社入社 山口教材入社 小倉教材社入社 同社代表 当社入社 当社取締役(現任)	(注) 2	(注) 4	-
取締役 総務人事部長 兼経理財務部管掌	田中 尉之	1967年 4 月 28 日	1995年 9 月 2002年 11 月 2006年 7 月 2021年 9 月 2024年 10 月	医療法人末永内科医院入社 株式会社天六薬局入社 当社入社 当社管理部総務課課長 当社取締役(現任)	(注) 2	(注) 4	-
取締役 (注) 6	掛橋 幸喜	1961年 10 月 8 日	1987年 4 月 2002年 2 月 2009年 8 月 2009年 10 月 2014年 9 月 2015年 3 月 2016年 5 月 2018年 12 月 2020年 3 月 2021年 3 月 2024年 10 月	安田信託銀行(株)(現みずほ信託銀行(株))入行 (株)東京都民銀行(現(株)きらぼし銀行)入行 SBSホールディングス(株)入社経営企画部次長 同社経理部長 同社財務部長 同社執行役員財務部長 同社執行役員経営企画部長 同社執行役員CSR推進部長 同社常勤監査役 株式会社キューブ常勤監査役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	(注) 4	-
取締役 幼児事業部長	藤本 勝也	1972年 8 月 17 日	2002年 7 月 2002年 7 月 2007年 3 月 2019年 9 月 2025年 10 月	行政書士藤本勝也事務所開所 (株)東京リーガルマインド非常勤講師 当社入社 当社幼児事業部幼児事業課課長 当社取締役(現任)	(注) 2	-	-
取締役 COMPASS事業部長	山内 裕一	1984年 6 月 11 日	2007年 4 月 2008年 4 月 2015年 8 月 2022年 7 月 2025年 10 月	佐賀県立佐賀コロニー入職 社会福祉法人上峰町社会福祉協議会入職 当社入社 当社COMPASS事業部統括 当社取締役(現任)	(注) 2	-	-
監査役 (注) 1	段谷 陽一郎	1950年 5 月 18 日	1973年 4 月 1980年 4 月 1993年 4 月 2002年 4 月 2003年 4 月 2005年 4 月 2006年 9 月 2021年 8 月	日綿実業株式会社入社 段谷産業株式会社入社 同社代表取締役 株式会社オフィス田岡入社顧問(現任) 財団法人とくしま産業振興機構プロジェクト マネージャー 独立行政法人中小企業基盤整備機構関東支部 販路開拓コーディネーター 独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部 新連携担当プロジェクトマネージャー 当社監査役(現任)	(注) 3	(注) 4	-
計							999, 900

- (注) 1. 監査役 段谷陽一郎氏は、会社法第 2 条第 16 項に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2025 年 10 月 29 日開催の定時株主総会の時から 2026 年 7 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2024 年 1 月 15 日開催の臨時株主総会の時から 2027 年 7 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025 年 7 月期における役員報酬の総額は 92,600 千円を支給しております。
5. 代表取締役社長 北田健二氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社 K が保有する株式数も含んでおります。
6. 取締役 掛橋幸喜氏は、会社法第 2 条第 15 項に定める社外取締役であります。

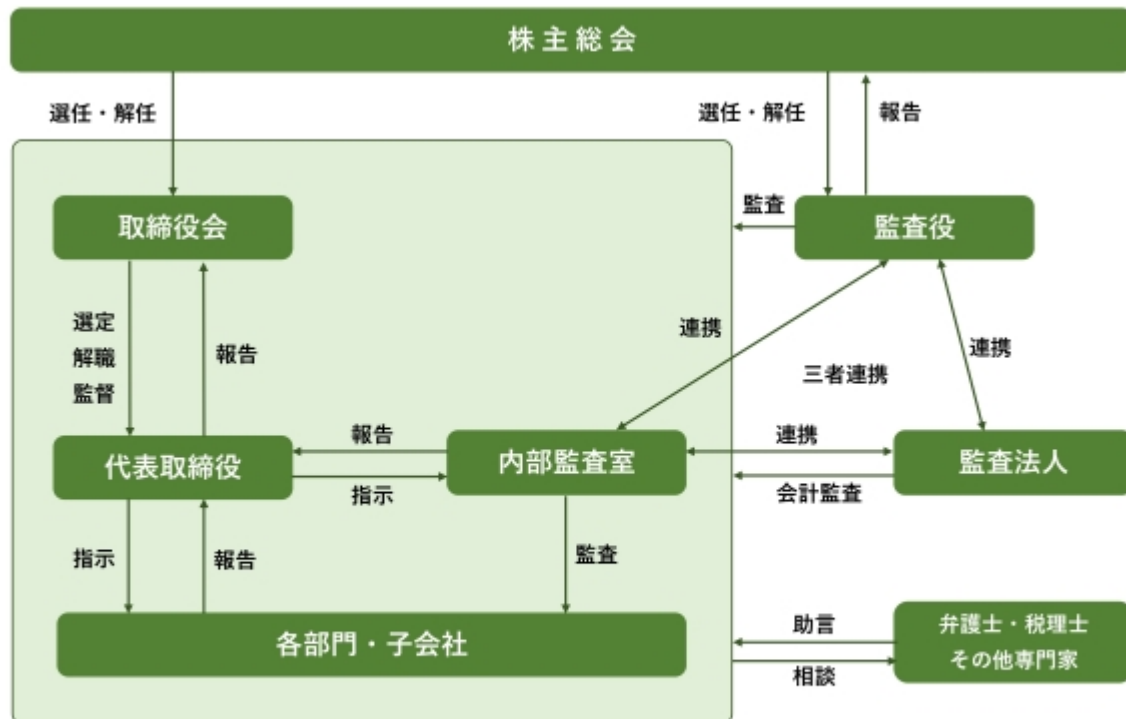
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、2021年8月1日開催の臨時株主総会をもって、取締役会設置会社となりました。また同臨時株主総会にて取締役と監査役を選任しております。これにより多彩なキャリア、経験を有するメンバーが多面的な観点から合議により下した的確な意思決定を各取締役が迅速に業務執行する一方、当該意思決定や業務執行に対する監査役による適正な監査を可能とし、現状の事業内容・事業規模に応じたコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できる体制を構築しております。今後も事業の規模拡大や事業内容の変化に応じて適宜体制の見直しを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めてまいります。

a 取締役会

当社取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を

監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。また、社外監査役の段谷陽一郎氏と当社には人的、資本的關係その他特別の利害關係はありません。

c 内部監査

当社の内部監査は、内部監査室を設置し、代表取締役から任命された内部監査人2名で構成されており、内部監査を実施しております。被監査部門から独立した部門に属する内部監査担当者が内部監査規程に基づき、社内諸規程や法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。年度の内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は直接代表取締役に文書で報告しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査室より代表取締役並びに被監査部門に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

d 会計監査

当社は、監査法人Ks Lab.と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年7月期において監査を執行した公認会計士は走出広章氏、横山裕昭氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害關係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。現状においては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社グループの内部監査は、内部監査室担当者2名が業務を監査しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査室担当者より、取締役会及び監査役に対して内部監査報告書並びに改善状況報告書を提出する体制をとっております。監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。また、内部監査室担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を1名選任しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外取締役と当社の間には特別な利害關係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

当社は社外監査役を1名選任しております。社外監査役は経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役段谷氏は、当社との間には人的關係、資本的關係、または、取引關係その他の利害關係はありません。なお、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引關係等を考慮した上で選任を行っております。

⑦ 企業統治に関するその他の事項

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

⑧ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	83,000	83,000	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-
社外役員	9,600	9,600	-	2
計	92,600	92,600	-	6

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

2. 上記報酬等には、連結子会社からの報酬を含みます。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上8名以下、監査役は1名以上3名以下とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役との責任限定契約

当社は、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする内容の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

また、当社と社外取締役1名及び監査役1名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

⑭ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	16,000	-
連結子会社	-	-
計	16,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案して検討し、監査役の同意を得た上で決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人Ks Lab.により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、会計専門書の定期購読や各種団体の主催する講習会への参加等を行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	152,662	463,969
売掛金	518,212	605,833
未収入金	56,387	64,467
商品	24,320	21,381
その他	38,164	53,074
貸倒引当金	△50	△70
流動資産合計	789,696	1,208,656
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	39,152	37,218
その他（純額）	13,803	10,717
有形固定資産合計	※ 1 52,955	※ 1 47,936
無形固定資産		
その他	777	513
無形固定資産合計	777	513
投資その他の資産		
繰延税金資産	25,106	22,453
その他	11,144	9,705
投資その他の資産合計	36,250	32,158
固定資産合計	89,984	80,607
資産合計	879,681	1,289,264

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 7 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,934	16,136
短期借入金	※ 2 220,000	※ 2 310,000
1年内返済予定の長期借入金	35,408	89,736
未払金	50,314	48,219
未払費用	154,401	165,299
未払法人税等	3,407	2,644
預り金	92,531	134,792
賞与引当金	35,046	21,000
その他	2,362	552
流動負債合計	605,406	788,380
固定負債		
長期借入金	145,754	351,391
退職給付に係る負債	3,832	5,686
固定負債合計	149,586	357,077
負債合計	754,993	1,145,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	114,688	133,805
株主資本合計	124,688	143,805
純資産合計	124,688	143,805
負債純資産合計	879,681	1,289,264

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)		当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	
売上高		2,936,541		3,262,596
売上原価		2,336,797		2,628,355
売上総利益		599,744		634,240
販売費及び一般管理費	※ 1	578,529	※ 1	627,592
営業利益		21,214		6,648
営業外収益				
受取利息及び配当金		72		136
助成金収入		27,345		18,967
補助金収入		30,280		6,242
その他		5,012		3,477
営業外収益合計		62,709		28,823
営業外費用				
支払利息		5,830		5,329
その他		144		413
営業外費用合計		5,974		5,743
経常利益		77,950		29,728
特別利益				
固定資産売却益	※ 2	73		-
損害賠償金		-		7,390
特別利益合計		73		7,390
特別損失				
固定資産除却損	※ 3	372	※ 3	295
減損損失	※ 4	5,156	※ 4	5,269
特別損失合計		5,528		5,564
税金等調整前当期純利益		72,495		31,553
法人税、住民税及び事業税		31,769		9,783
法人税等調整額		2,897		2,652
法人税等合計		34,667		12,436
当期純利益		37,827		19,117
親会社株主に帰属する当期純利益		37,827		19,117

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
当期純利益	37,827	19,117
包括利益	37,827	19,117
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	37,827	19,117

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	76,860	86,860	86,860
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		37,827	37,827	37,827
当期変動額合計	-	37,827	37,827	37,827
当期末残高	10,000	114,688	124,688	124,688

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	114,688	124,688	124,688
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		19,117	19,117	19,117
当期変動額合計	-	19,117	19,117	19,117
当期末残高	10,000	133,805	143,805	143,805

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	72,495	31,553
減損損失	5,156	5,269
固定資産除却損	372	295
固定資産売却損益(△は益)	△73	-
減価償却費	13,909	14,919
敷金償却費	4,121	2,753
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,362	△14,046
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,738	1,854
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△31	20
受取利息及び受取配当金	△72	△136
支払利息	5,830	5,329
売上債権の増減額(△は増加)	△16,573	△87,621
棚卸資産の増減額(△は増加)	△4,543	2,938
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,255	△1,708
未収消費税等の増減額(△は増加)	△420	△13
仕入債務の増減額(△は減少)	161	4,202
未収入金の増減額(△は増加)	△9,498	△8,079
未払金の増減額(△は減少)	5,337	△3,577
預り金の増減額(△は減少)	△7,378	42,260
その他	24,390	△1,265
小計	100,028	△5,054
利息及び配当金の受取額	72	136
利息の支払額	△5,830	△5,329
法人税等の支払額	△99,301	△19,489
法人税等の還付額	-	5,751
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,030	△23,985
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△40,000
有形固定資産の取得による支出	△27,631	△13,053
有形固定資産の売却による収入	90	-
長期貸付けによる支出	△300	-
長期貸付金の回収による収入	1,016	1,073
敷金及び保証金の差入による支出	△2,119	△2,991
敷金及び保証金の返還による収入	1,471	299
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,472	△54,672
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	-	90,000
長期借入による収入	50,000	346,000
長期借入金の返済による支出	△94,577	△86,035
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,577	349,965
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△77,080	271,307
現金及び現金同等物の期首残高	229,743	152,662
現金及び現金同等物の期末残高	※ 152,662	※ 423,969

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社CCL

株式会社三葉教材

一般社団法人特別支援協

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社三葉教材	6月30日

連結財務諸表作成にあたっては、同社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～20年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 関連法令に基づく収益

行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された顧客に対し、様々な支援サービスを提供しております。顧客への役務提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、取引の対価については履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しております。

② その他の収益

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	52,955	47,936
敷金 (注) 2	6,061	5,495
減損損失	5,156	5,269

(注) 1. 固定資産の減損に係る会計基準の対象となる金額を記載しております。

2. 敷金は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(2) 識別した事項に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位（資産グループ）とすることを基本としております。各拠点の本社費配賦後の営業損益が継続してマイナスとなった場合や使用方法について回収可能性を著しく低下させる変化があった場合に、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。減損の兆候がある場合、資産グループの継続的使用と使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの合計額を見積り、当該資産グループの固定資産の帳簿価額と比較し、減損損失の認識の要否を決定しております。減損損失の認識が必要となった場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、決算日時点の実績を基礎として、売上高成長率等を踏まえた将来の売上推移の予測を主要な仮定としております。当該主要な仮定は経営環境の変化によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。そのため、主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減

損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	25,106	22,453

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、繰延税金資産を計上するにあたり、資産の会計上と税務上の帳簿価額の差異等（一時差異等）に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上しております。

繰延税金資産の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法及び税率に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

② 主要な仮定

課税所得の発生時期及び金額の算出において重要となる将来の業績予想は、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき、見積もっております

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得を見積るにあたって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。なお、税制改正により実効税率が変更された場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	54,868千円	69,482千円

※2 当座貸越契約

当社グループは運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
当座貸越極度額の総額	250,000千円	400,000千円
借入実行残高	220,000千円	310,000千円
差引額	30,000千円	90,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
役員報酬	123,480千円	90,900千円
役員賞与	4,800千円	1,700千円
給与手当	139,132千円	178,427千円
支払報酬	64,587千円	62,025千円
租税公課	53,616千円	56,290千円
退職給付費用	102千円	110千円
賞与引当金繰入	880千円	△258千円
貸倒引当金繰入	△31千円	20千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
有形固定資産「その他」	73千円	-千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
建物及び構築物	256千円	295千円
有形固定資産「その他」	115千円	-千円

※4 減損損失

前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
福岡県北九州市他11件	事務所設備	建物、車両運搬具、一括償却資産、敷金(注)	5,156千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基本単位としてグルーピングを行っております。

福岡県北九州市他11件の事業所において、収益性が低下した固定資産及び将来の使用が見込まれなくなった固定資産について減損損失を認識しております。なお、回収可能価額が見込まれないため、回収可能価額はないものとして評価しております。

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
福岡県北九州市他5件	事務所設備	建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品、一括償却資産、敷金(注)	5,269千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基本単位としてグルーピングを行っております。

福岡県北九州市他5件の事業所において、収益性が低下した固定資産及び将来の使用が見込まれなくなった固定資

産について減損損失を認識しております。なお、回収可能価額が見込まれないため、回収可能価額はないものとして評価しております。

(注) 連結貸借対照表上、構築物、工具器具備品、車両運搬具、一括償却資産は有形固定資産「その他」に、敷金は投資その他の資産「その他」に含めております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,000	999,000	-	1,000,000

(注) 1. 当社は、2024年1月5日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加999,000株は株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,000,000	-	-	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
現金及び預金	152,662千円	463,969千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-千円	△40,000千円
現金及び現金同等物	152,662千円	423,969千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行によって行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に施設開設計画に照らして必要な資金の調達等を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年10ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金及び借入金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	181,162	181,517	355
負債計	181,162	181,517	355

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	441,127	440,542	△584
負債計	441,127	440,542	△584

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	220,000	-	-	-	-	-
長期借入金	35,408	32,344	32,340	32,340	30,260	18,470
合計	255,408	32,344	32,340	32,340	30,260	18,470

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	310,000	-	-	-	-	-
長期借入金	89,736	89,736	89,736	87,636	57,483	26,800
合計	399,736	89,736	89,736	87,636	57,483	26,800

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	-	181,517	-	181,517
負債計	-	181,517	-	181,517

当連結会計年度(2025年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	-	440,542	-	440,542
負債計	-	440,542	-	440,542

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

負債

長期借入金(1年内返済予定含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1)退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,093千円	3,832千円
退職給付費用	1,738千円	1,854千円
退職給付に係る負債の期末残高	3,832千円	5,686千円

(2)簡便法を適用した制度の、退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 7 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	3,832千円	5,686千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,832千円	5,686千円
退職給付に係る負債	3,832千円	5,686千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,832千円	5,686千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度1,738千円 当連結会計年度1,854千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
繰延税金資産		
敷金償却費	7,310千円	8,323千円
賞与引当金	10,534千円	6,107千円
税務上の繰延資産	592千円	528千円
減損損失	3,826千円	4,197千円
税務上の繰越欠損金(注) 1	6,453千円	5,629千円
その他	3,254千円	4,059千円
繰延税金資産小計	31,970千円	28,846千円
評価性引当額	△6,453千円	△5,629千円
繰延税金資産合計	25,517千円	23,216千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	△411千円	△763千円
繰延税金負債合計	△411千円	△763千円
繰延税金資産純額	25,106千円	22,453千円

(注) 1. 繰延税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年7月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	-	-	6,453	6,453
評価性引当額	-	-	-	-	-	△6,453	△6,453
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年7月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	-	-	5,629	5,629
評価性引当額	-	-	-	-	-	△5,629	△5,629
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 7 月 31 日)
法定実効税率	34.2%	34.2%
(調整)		
特別税率	△1.8%	△4.2%
税額控除	△4.9%	△1.6%
住民税均等割等	5.2%	13.8%
評価性引当額の増減	16.3%	△0.9%
その他	△1.2%	△2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.8%	39.4%

(資産除去債務関係)

当社グループは、本部及び各拠点の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込まれないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)

(単位：千円)

	売上区分		合計
	児童・障害福祉業務	その他	
顧客との契約から生じる収益	2,711,283	225,258	2,936,541
外部顧客への売上高	2,711,283	225,258	2,936,541

当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月 31 日)

(単位：千円)

	売上区分		合計
	児童・障害福祉業務	その他	
顧客との契約から生じる収益	3,018,980	243,616	3,262,596
外部顧客への売上高	3,018,980	243,616	3,262,596

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当社グループの事業セグメントは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当社グループの事業セグメントは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
香川県国民健康保険連合団体	616,003
福岡県国民健康保険連合団体	394,797

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
香川県国民健康保険連合団体	686,400
福岡県国民健康保険連合団体	428,819

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	北田健二	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接49.99 間接50.00	債務被保証	当社及び当社の子会社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)1	134,038	-	-
役員	藤井健一郎	-	-	当社取締役	-	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)2	5,072	-	-
役員	大平康伸	-	-	当社取締役	-	債務被保証	当社の子会社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)3	2,916	-	-

- (注) 1. 当社及び当社の子会社の不動産賃貸借契約に基づく債務について当社代表取締役社長北田健二より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料又は年間賃借料が極度額を超える場合には極度額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社の不動産賃貸借契約に基づく債務について当社取締役藤井健一郎より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社の子会社の不動産賃貸借契約に基づく債務について当社取締役大平康伸より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	北田健二	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接49.99 間接50.00	債務被保証	当社及び当社の子会社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)1	109,486	-	-
役員	藤井健一郎	-	-	当社前取締役	-	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)2	2,244	-	-
役員	大平康伸	-	-	当社前取締役	-	債務被保証	当社の子会社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)3	2,916	-	-

- (注) 1. 当社及び当社の子会社の不動産賃貸借契約に基づく債務について当社代表取締役社長北田健二より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料又は年間賃借料が極度額を超える場合には極度額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社の不動産賃貸借契約に基づく債務について当社前取締役藤井健一郎より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社の子会社の不動産賃貸借契約に基づく債務について当社前取締役大平康伸より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり純資産額	124.69円	143.81円
1株当たり当期純利益	37.83円	19.12円

- (注) 1. 当社は、2024年1月5日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	37,827	19,117
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	37,827	19,117
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	220,000	310,000	1.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	35,408	89,736	1.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	145,754	351,391	1.0	2029年～2032年
合計	401,162	751,127	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	89,736	89,736	87,636	57,483

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 7 月 31 日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月 31 日 毎年 7 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.e-mitsuba.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 10 月 29 日

株式会社三葉
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員

公認会計士 走出 広章

業務執行社員

指定社員

公認会計士 横山 裕昭

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三葉の 2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三葉及び連結子会社の 2025 年 7 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上